

かしこい消費者になろう



▲先月14日に開かれた行政相談等各種委員連絡協議会でも悪徳商法についての対応が話し合われました。

消費生活のご相談は…

新潟県消費生活センター（新潟市新光町4番地1 新潟県庁内 ☎025②4196）か村商工観光課（☎4111内線131）へ。

注意!! この手の あの手の 悪徳商法

訪問販売、電話、ダイレクトメール、悪徳商法はさまざまな形でみなさんの生活に入り込もうとしています。うまい話には毒がある。被害にあわないためのノウハウを…。

- かたり商法…「消防署のほうから来ました」などといかにも公的機関から来たように装って売るもの。〔例〕消火器、表札
- SF商法…「大安売り」「健康の話」などで集会所などに人を集め、まず日用品を無料で配ったりして、「これは安い」と思わせておいて、最後に高価な商品売りつけるもの。
- ホームパーティ商法…「料理講習会を無料でします。お宅を借りたいのですが、友人知人を集めてください」と依頼され、料理講習会をしながら高価な鍋セットなどを買わされるもの。
- アポイント商法…電話で「抽選に当たった」とか「あなただけにいい話がある」とセールスの目的も告げずに消費者を喫茶店や営業所に呼び出して売るもの。英語教材が多い。

困ったときは 消費生活センターへ

昨年、豊田商事事件が大きき社会問題となりましたが、世の中にはまだまだたくさん悪徳商法があり、だまされる人が後を断たないようです。

村では、どのような悪徳商法があるのか。また、だまされたいめにはどのような心構えをしておけばいいのか、についてたびたび広報で取り上げてきましたが、お年寄りを中心にまだ被害にあう方が多いようです。理由はいろいろ考えられますが、一部には、脅かされる形で買われた、というケースもあるようです。また、消費生活に関する相談所があることをまだ多くの村民に知られていない。また、知っていても相談所が遠いなどで遠慮してしまうといったことが考えられます。しかし、泣き寝入りしてしまつては、損であるだけでなく、いっこうに売側の体制が改善されないの、一人で悩まずにぜひ県消費生活センターなどに相談してみてもいいかがでしょう。

売る側はもちろん 買う側にも問題あり

さて、悪徳商法には、別掲の

ほかこれらに類似したものがたくさんあります。実際には村内にもかなり入り込んでいます。

たとえば、SF商法がしばしばやってきているようですが、会場（地区の公会堂などを借りるケースが多い）はいつも満員で特にお年寄りが多いようです。また、消火器の訪問販売が来たとか、学生風の人が得体の知らない寄付を集めに来た、といった話は随分多くの人から聞きましたし、先物取引や英語教材などの電話による勧誘は、それこそ数えきれないくらい各家庭にかかってきているようです。

もちろん、これらの商法の全てが悪徳商法だというわけではないと思いますが、悪徳商法のものが多いという事はいえそうです。そして、こういった悪徳商法がはびこる原因には、売る側に大きな問題があると同時に、買う側にも甘さがあるといえるのではないのでしょうか。わたしたちがもっと賢い消費者になって悪徳商法に惑わされなくなっていけば、きっと悪徳商法も減っていくと思います。次ページに悪徳商法に対する防衛策——心構えなどを掲載しましたので、かしこい消費者になるためよく考えてみましょう。

悪徳セールスマンの 「うまい話」には「毒」がある

被害にあわないための十か条

悪徳セールスマンの「標的」は、商取引や資産形成に不慣れなお年寄りや主婦、若年層です。「うまい話」で近づき、巧みなセールス・トークや強引な態度で契約をさせる「悪徳商法」——セールスマンの「毒牙」にかからないための防衛策を考えてみましょう。

1 何の用？ しっかり聞こう

悪徳業者は、身分を偽ったり販売の意図を隠して消費者に近づいてきます。不審に思ったことはどんどん聞いて、どんな用件かを確かめましょう。



2 おかしいと 思ったときは ドア開けず

悪徳業者は、ドアを開けさせて家の中に入り込むことが最大の関心事であり、一人の家の中に入り込むと何時間でもしつこく勧誘します。おかしいと思ったら、はうかつにドアを開けないようにしましょう。

3 もうかります そんな言葉に「用心

この世に「うまい話」はありません。うますぎる話はおかしいと疑ってかかってください。

4 あやしいぞ 入らないうまく業者



悪徳業者は、あなたの財産を根こそぎ奪ってしまおうとしています。預金高や財産のことを聞かれても、しゃべらないでください。また、印鑑や貯金通帳を渡すのは絶対禁物。

5 勇気出し はっきり言う いりません

中途半端な態度ではつけこまれます。毅然とした態度で断りましょう。

6 すごいな そんな相手は 110番 110番



しつこきに負けて契約するケースも多いようです。あまりしつこいときなどは110番しましょう。

7 迷ったら 一人で悩まず まず相談

セールスマンの口車にのって契約するのは後悔のもと。迷ったら自分で即断せず第三者の意見を聞くことが大切です。

8 サインして あとでしまった もういい

契約書に書いてあることと、セールスマンが言ったことがまったく違っていた——こんなこともよくあります。サインする場合は、よく契約書を読んでからしましょう。

9 契約は してもお金は 後払い

契約と同時に代金を全額払ってしまうと、後で解約できなくなることがあります。支払いは、冷静に考える期間をおいてからにしましょう。

10 あなたです！ 自分の財産 守るのは

悪徳業者は、だましのテクニックを駆使してあなたの心のスキを狙ってきます。迷ったり、優柔不断な態度は禁物です。賢い消費者としての知識を身につけ、大切な財産をあなた自身で守りましょう。

